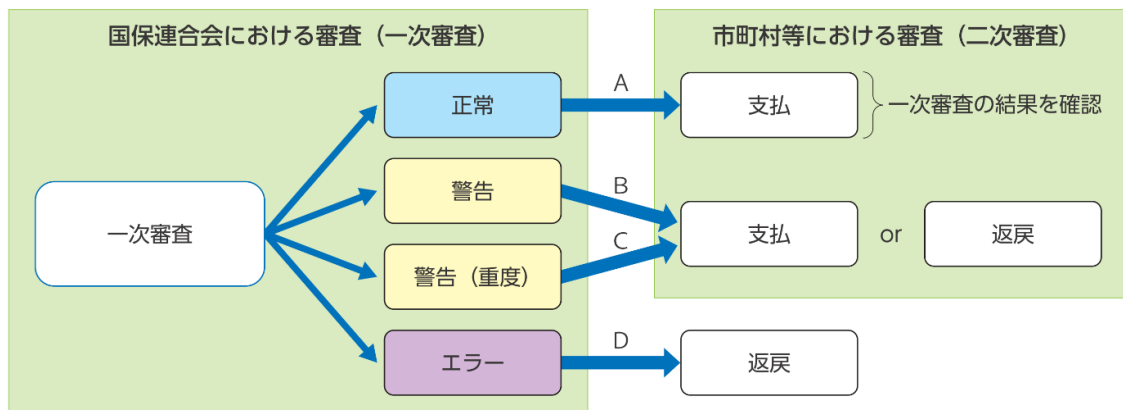


資料 1-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

請求審査について

・平成 30 年度以降、市町村等から国保連へ、障害福祉サービス等にかかる給付費等の請求情報の「一次審査」業務を委託しています。

図：国保連合会と市町村等の審査の範囲



(国民健康保険中央会『請求事務ハンドブック』p4 より)

(請求に関する用語)

正常・・・受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報

警告・・・機械的に判断がつかないもの

返戻（エラー）・・・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

(国保連による一次審査内容)

- ①受付審査・・・請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合
- ②資格審査・・・受給者台帳と突合
- ③支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認。また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックが実施されます。

①→②→③の順に審査が行われ、受付審査で返戻（エラー）が出た場合には資格審査及び支給量審査は行っていないため、体制等による不突合の解消をした場合に、次の資格審査で返戻（エラー）となる可能性もあります。
(この取扱いについては、以前から変更ございません。)

1 警告→返戻（エラー）への段階的な移行

国保連合会で実施する一次審査において、警告の一部が返戻（エラー）へ移行されております。令和4年11月審査分（12月サービス提供分）からは、「令和3年度報酬改定」施行後、より精緻に機械チェックが行える内容について、国保連の一次審査の審査機能強化となるエラーコード等についても返戻（エラー）へ移行されました。エラーコード一覧については別添資料1及び別添資料2をご参照ください。

2 国保連の一次審査及び市町村の二次審査について

【国保連の一次審査】

- ※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）、記号なし：エラー
- ・毎月10日で事業所の請求が締切りとなり、11日に一次審査（機械審査）を実施。
- ・エラーとなれば、10%以上と100万円以上はシステム上でエラーリストを送付。

【市町村の二次審査】

- ・毎月概ね20～25日の午前中までに実施。
- ・国保連の一次審査結果を基に、※：警告、▲：警告（重度）について確認。（そのため、事業所においても「一次審査処理結果票」の確認をお願いします。）
- ・市では警告について確認し、請求誤り及び算定要件の確認ができないもの等に関しては、返戻する旨を事業所へ電話連絡しています。
- ・市が返戻としたものは、「SAO1…事業者の請求誤り」と表示されますので、「一次審査処理結果票」の警告内容を確認し、再請求を行ってください。その際は、過誤申立書は不要です。

【返戻と過誤の違い】

- ・返戻：請求が通っていないもの
- ・過誤：請求が通っている請求を取り下げるもの

3 警告内容について

【同一時間重複の警告 例】

他事業所で同一時間に提供している場合の警告

- ・PQ04…▲支給量：他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています。

- ・PQ19…▲支給量：同じ日付に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在しています。グループホームを月の途中で退居し、退居した同日に別のグループホームに入居した場合、本体報酬は、原則、夜間の支援を行ったグループホームのみ算定できます。

※なお、特定障害者特別給付費（補足給付費）については、家賃額を日割りで計算します。（上限 1 万円）ひと月に複数の事業所を利用した場合は、事業者同士で確認を行い、合計の金額が 1 万円以内になるように算定してください。

【支給決定量の警告 例】

- ・EG62 等…※資格：サービス提供日数が当該月の日数を超過しています 等
退所した日に隣接事業所等に入所する場合、退所した事業所は短期入所のサービス費を算定することはできません。
〈参照〉障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（H27.3.31）

【利用者負担額の警告 例】

- ・PQ20…▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超過しています。
上記の警告は、上限額管理事業所の登録がある場合は請求誤りの可能性があり、上限額管理事業所の登録がない場合は、利用者が高額障害福祉サービスの償還払いの対象となります。上限額管理事業所として登録する場合は、各区保健福祉センター高齢障害支援課へ相談の上、書類を提出してください。
- ・EG37…利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません
上記の警告は、請求明細書にて受給者の支給決定情報のシステム登録内容と異なる上限月額を入力していることが原因です。
なお、無償化対象児について、請求明細書上の利用者上限月額を 0 円とした場合もこちらの警告が発生しますので、利用者上限月額欄につきましては、支給決定情報の上限月額をご記載ください。

【障害支援区分の警告 例】

- ・PB35…※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。
上記の警告は、区分 3 加算を算定しているが、実際には区分 4 以上加算が算定可能な場合等に出ます。

～事業所へのお願い～

・毎月 20～25 日頃に市から問合せを行いますので、留守番電話や転送機能などを活用して頂き、連絡が取れるようご協力をお願いします。

・返戻については、原則、電話連絡・説明の上で処理していますが、連絡が取れない場合でも、明らかな誤りや算定要件の確認ができないときは、返戻となる場合があります。

4 発生件数の多い返戻（エラー）について

・PP19…支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません。

上記の返戻（エラー）は、実績記録票と請求明細書の内容が不一致であることが原因のため、請求の際には今一度、実績記録票と請求明細書の内容が一致しているかをご確認ください。

・EG03…資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。

上記の返戻（エラー）は、各区高齢障害支援課による受給者の支給決定情報のシステム登録が、請求期間前までに完了されなかった（又は登録内容に誤りがある）ことが原因の殆どです。

この場合、受給者の支給決定を行っている区の障害担当へ、支給決定情報の登録が完了しているか（登録内容に誤りがないか）をご確認ください。登録が完了していることを確認できた場合には、再請求を行ってください。

・PW78…受付：「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数が30分以下の明細が存在しています（基本報酬が算定可能な児童か確認が必要です）

放課後等デイサービスにおける30分以下のサービス提供は、令和3年度報酬改定により、原則返戻となります。

以下の事由によって30分以下のサービス提供で報酬請求する場合には、下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

(1) 通所による支援を30分以下の時間で提供した場合（やむを得ない事由なし）

→報酬請求の対象となりません。

(2) 代替サービスによる支援を30分以下の時間で提供した場合

→国保連へ伝送する「サービス提供実績記録票」の該当日の備考欄に「代替サービス」と記載してご請求ください。

(3) 通所による支援を提供したが、災害、著しい天候不良及び利用者の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、30分以内に利用を中止した場合

→該当日は基本報酬の請求対象とはなりませんが、「欠席時対応加算Ⅱ」の対象となりますので、必要に応じて「欠席時対応加算Ⅱ」でご請求ください。

(4) 障害特性等から短時間のサービス提供が必要だと判断した児童に対して、通所による支援を30分以下の時間で提供した場合

→個別支援計画上にその旨を明記の上、国保連へ伝送する「サービス提供実績記録票」の該当日の備考欄に「短時間支援」と記載してご請求ください。

※実地指導において対象児童の確認を行います。

【参考】障害者総合支援関係に関するお知らせ

国民健康保険中央会（国保中央会）HP

<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>